

令和5年度第1回鳥取県立博物館協議会

日 時 令和5年8月1日（火）  
13:30～15:30

場 所 鳥取県立博物館 2階 会議室

○藤原副館長兼総務課長 ただいまより令和5年第1回鳥取県立博物館協議会を開催いたします。

私は、副館長兼総務課長の藤原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

開会に先立ちまして、委員の出席者数を確認させていただきます。

当協議会は、鳥取県附属機関条例の規定に基づいて設置されておりまして、条例に規程があるとおり、委員の半数以上が出席いただければ会議を開くことができないことになってございます。本日の出席委員は13名、全員に出席いただくことができましたので、本日の会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、今年7月に委員の交代がございましたので、新しく委員になられた方の紹介をさせていただきます。

資料1に名簿をつけさせていただいております。これの上から2段目の浅井委員でございます。宝木小学校の校長先生ということで、この運営部会に加わっていただくことになりました。

浅井委員、一言お願いたします。

○浅井委員 宝木小学校校長の浅井です。どうぞよろしくお願いたします。

○藤原副館長兼総務課長 ありがとうございます。

そういたしましたら、開会に当たりまして、谷口議長に御挨拶をいただきたいと思ひます。

○谷口議長 本日は大変暑い日でございます。鳥取の気象台の予報では、今日は38度になるのではないかと、そういう中、全員の方に出席していただきました。本当にありがとうございます。

暑いですから、太陽が多少傾くまで熱い議論をしていただけたらと思っております。今日は、先ほど事務局のほうから御案内がありましたように、館長から意見を求められている案件が2件ございます。どうか、それを中心に皆さんと議論したいと思ひますし、皆さんの意見を頂戴したいと思ひます。そういうことが中心になろうかと思ひますが、それ以外の件についても、どうぞ御質問というか、御意見をおっしゃっていただければと思ひしております。どうぞよろしくお願いたします。

○藤原副館長兼総務課長 ありがとうございます。

続きまして、当館の漆原館長より御挨拶を申し上げます。

○漆原博物館長 博物館長の漆原でございます。本日は、皆様方にはお忙しい中、この博物館協議会に御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど議長さんのほうから、非常に暑いということがありましたけども、本日、熱い議論をしていただきまして、よいお知恵をお借りできたらなというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

挨拶の中で、若干本日の御意見をいただきたい2つの項目について、私のほうから御説明させていただきたいと思ひます。

まず、1点目は、博物館登録についてでございます。今年4月の法改正で、登録制度というのが見直されたということにつきましては、前回の協議会で

も案内させていただいたところがございます。今回、この県立博物館と山陰歴史館、2施設から登録申請がございました。本協議会委員の皆様方に、広い視点でのアドバイスをいただきたいというふうに考えているところでございます。

登録事務につきましては、博物館も初めて行うというようなこと、国の省令であるとか、県の規則であるとか、それに沿って手続等をしてきたところがございますけれども、特に今回の県立博物館の申請、自らの登録申請を自らが審査機関として事務を行うというようなことになっておりますので、よりオープンな形で適正にさせていただきたいと。さらには、次回以降にほかの施設の登録事務がより適正に審査となるように、初期段階でも様々なアドバイスをお願いできたらというふうに思っております。

また、法律改正の趣旨に沿いまして、この登録事務の観点だけではなく、今後の申請された施設の運営に生かせるようなアドバイス、こういうもの、御意見がありましたら、ぜひともお願いしたいというふうに考えているところでございます。

それから、2点目の、博物館改修についてでございます。博物館改修につきましては、この博物館協議会で熱心な議論をいただきまして、平成30年に基本構想という形で策定をしていただきました。改めて感謝申し上げるところでございます。

この基本構想の中では、美術館開館前の適当な時期に、そのときの社会情勢等も踏まえて時点修正するというようなこととされておりましたが、現在、美術館の開館も1年半後ということでございまして、具体的な運営等も見えてきたということから、このたび博物館の改修検討に着手しようというものでございます。

今回の改修、建物の耐震改修ほか、設備の劣化等への対応というのが大きくなってしまいうわけでございますけれども、鳥取県立博物館改修整備基本構想中間まとめ取りまとめおられます博物館に必要な機能、事業展開について、策定から5年経過しております。その間、急激な社会情勢の変化、これへの対応につきまして、しっかり見直して、御意見をお願いできたらなというふうに考えているところでございます。

さらに、基本構想の中には、施設整備のことも、あるいは運営手法についても盛り込んでいただいております。施設整備につきましては、どうしても耐震改修が中心となり、知事部局の営繕課でありますとか、設計会社と連携しながら、まずはこの施設の現況調査、これからスタートしたいというふうに考えております。その後、実際に使う学芸員の意見も踏まえた改修方針の検討という流れで進めていきたい。運営手法につきましては、知事部局で今後検討されるPFIの手法の導入可能性等、こうしたものと連携しながら、策定のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

なかなか県の財政状況も極めて厳しいという状況に変わりございません。今回の改修がどこまで実現できるか、大変厳しい検討というふうに考えておりますけれども、やはり博物館の機能であるとか、事業展開、そうしたものが一番大切なことだというふうに考えておりますので、皆様の御意見をいただければというふうに思っております。

本日は、限られた時間で、皆様から御意見をお伺いするということを中心になると思っておりますけれども、次回以降の博物館協議会、今後、またこの改修についての議論をお願いさせていただきたいというふうに思っております。本日

はスタートということでございます。皆様のお知恵をお借りしたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

長くなりましたけども、御挨拶とさせていただきます。

○藤原副館長兼総務課長 そういたしましたら、今後の議事進行は谷口議長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○谷口議長 それでは、早速協議事項から始めさせていただきます。

最初に、博物館法の改正に伴う博物館登録について、具体的な登録申請が出ている模様でございますので、資料に基づいて、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○茶谷専門員兼主任学芸員 学芸課の茶谷と申します。よろしくお願ひします。

資料3-1を御覧ください。博物館法の改正に伴う博物館登録についてということで、先ほどの館長の話にもありまして、令和5年4月1日に博物館法の一部改正が施行されまして、これまで登録博物館であった館についても改めて申請をし直す手続が必要になりました。本県では、それに伴いまして、関係規則の改正や申請から登録までの要領作成などの準備を整えてまいりました。このたび当館と米子市立山陰歴史館の2件から正式な申請がありました。

申請した内容を確認しまして、書類等で確認できない部分につきましては、現地のほうに足を運びまして、現地での内容確認等行ってまいりました。

また、今回の法改正に伴いまして、博物館登録に有識者からの意見聴取という項目が付け加えております。そのため、今回、日本博物館協会が作成した有識者参考リストの中から、鳥取市歴史博物館の姫村館長に依頼しました。

こちらの申請書類、実地調査、そして、この意見聴取票ともに、2館とも登録博物館としての要件を満たしているというふうに考えております。

本日はこの協議会へ報告いたしまして、今後、申請館が登録博物館として運営していくために、皆さんからのアドバイスをいただきたいというふうに考えております。

現在、鳥取県内では、昨年度まで、登録博物館が7館、相当施設というのは今はありませんが、類似施設等が44館ございます。そのうち、登録博物館である県立博物館と類似施設の米子市立山陰歴史館がこのたび、登録博物館へというような流れになります。先週、鳥取県ミュージアム・ネットワークの会議を行いましたけれども、その中でも、非公式ながら、登録の準備手続などの話がちらほら出ておりましたので、今後、その類似施設が登録への申請をしていくと、手を挙げるというようなことが増えていくというふうに思ひます。

それで、登録審査にかかる準備の状況なんですけれども、法改正に伴った県の規則の改正を3月24日に行っております。また、当館が博物館登録事務を所管する関係から、申請から審査、登録までの要領を作成いたしました。その内容については、資料の9ページから14ページになります。登録審査要領について、審査のフローというものをつくりました。申請館と審査を行う当館について、事前相談から登録、内容確認等の流れをつくりまして、この流れで最終的に登録を決定して、登録博物館となるという形にしております。

また、11ページから14ページは、審査に係るチェック表というもので、申請書類のチェックですとか、申請書類には記載しにくい部分については現地で確認する、例えば、高齢者、障害者等のバリアフリーに関する施設等、書類等でなかなか表現できないところは現地で見て、そこで確認するということで、簡便な手続ができるような形でチェックできるようにしております。

上記の審査を行いまして、このたび、県立博物館及び山陰歴史館については要件を満たしているというふうに考えております。

今後の事務処理といたしましては、とりまとめた結果について教育長決裁を取るという形になります。また、登録ということになりましたら、県の博物館のホームページで公開、また、併せて文化庁の博物館総合サイトというところにも登録博物館として名称等が記載されるというような流れになります。

以上で、説明を終わります。

○谷口議長 以上で終わりですか。

○藤原副館長兼総務課長 補足を。

○谷口議長 どうぞ。

○藤原副館長兼総務課長 申請書の内容は、十分チェックさせていただいておまして、法令とか県の規則に基づく必要要件は全て満たしていると考えております。本日、協議会の皆さんに見ていただきたいのは、今後、この2館を登録博物館というふうに、要件を満たしておりますので、持っていきたいと考えておりますが、博物館関係の全体がよりいいことになるように、ひとまず、今回はこの2館の今後の運営について、幅広い見地から、よりよい運営ができるようなアドバイスがいただけたらと思って協議事項として出させていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○谷口議長 資料の3-3の説明がこれでもう終わりですか。

もう全部、資料の説明は終わったんですか。

○藤原副館長兼総務課長 資料3-3を説明してください。

○茶谷専門員兼主任学芸員 すみません。説明不足でした。資料3-3についてです。こちらには、鳥取県立博物館及び山陰歴史館のそれぞれの申請書類を添付しております。規則のこちらに別表（第4条関係）という四角い表がありますけれども、こちらが登録の要件でございます。こちらの体制1、2、3、4、5、6、7、職員1、2、3、設備1、2、3、4ということ为先ほどのチェックリストにも掲載しているのですが、こちらを証明する書類、資料を添付、もしくは現地調査という形で確認をしてみました。細かい資料の中身については、今回時間があまりありませんので、御確認いただければと思います。また、それぞれの館の最後に有識者からの意見聴取票というものも添付しておりますので、こちらも御確認ください。以上です。

○谷口議長 ありがとうございます。

資料の3-2と3-3を主体に御説明いただきました。具体的には、県立発物館と山陰歴史館と2館の博物館登録の申請に対する皆さんの意見を頂戴したいと思います。

御質問も含めて、委員の皆さんから、御意見とか質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

鶴崎委員さん。

○鶴崎委員 この登録の申請書、博物館の職員の名簿はついているんですけども、2館とも名簿はついているんですけども、学芸員の方がどういう専門を持っているとか、どういう業績をお持ちだとかという資料は全くないんですよ。本来は、やっぱり学芸員の方の、所属している方の研究業績とか、そういう資料が本当はつけられているべきではなかろうかなと私はちょっと感じました。

○谷口議長 今ついているのは職名だけですか。

- 茶谷専門員兼主任学芸員 そうですね。専門分野までは。
- 谷口議長 どういう専門分野とか、そういうのはないんですよ。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 そうですね。
- 谷口議長 補足資料のほうでは何かあるんですか。現地確認とかそういう、何かチェックリストみたいなものがありました。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 まず、鳥取県立博物館については、年報のほうで各職員の専門を確認しております。山陰歴史館については、歴史を専門とする資料館ですので、聞き取り調査という形で確認しております。
- 谷口議長 県立博物館については、博物館の発行する年報か何かで研究分野は分かると。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 はい、確認ができる。
- 谷口議長 じゃあ、山陰歴史館のほうは、どういう分野が専門とか、そういうのはヒアリングされたんですか。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 ヒアリングですね。
- 谷口議長 ヒアリングのチェック項目にはないんですか。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 そこまでの細かい部分はありません。
- 谷口議長 鶴崎委員さん、いかがですか。
- 鶴崎委員 鳥取県立博物館は私、知っている人が割合おられるから、それで業績をお持ちだというのは分かるんですけども、山陰歴史館だと、ほかの館もそうですけど、ちょっと知らない館になると、本当に学芸員としてなられる方々、本当に学芸員たる資質のある方なのかどうかというのは、ちょっとこのついでいた書類だけでは分からないですよ。本当にそれでいいのかなという気が、博物館を審査するのに、例えば、大学なんかだったら、もう教育学部時代の、改組のたんに各教員の業績審査みたいなものをたくさん出させられましたけれども、それでオーケーかどうかというのが決まるわけですよ。博物館もやっぱり一種の研究施設なので、やっぱりそれにふさわしい人がおられないといけないよということを、審査のときに何か出すハードルとして設けられたほうが本当はいいんじゃないのかなというふうに思っております。
- 藤原副館長兼総務課長 学芸員資格を持っていることはチェックしていますよね。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 はい。ただ、その人の専門分野までは分かりません。
- 藤原副館長兼総務課長 専門は分からないが、学芸員という資格を持っている職員がいることは確認しています。
- 谷口議長 1つ聞きますけども、今回の博物館法の改正というのは、登録博物館になることは、非常に私から見ると、学芸員の人数とかの制限もなくなって、人口比で何人おらなきゃいけないとか、細かい文化庁の定めた基準があったのが、何かすごく柔らかくなって、学芸員がおれば、言ってみれば、配置すればいいような感じで緩和されているように見えるんですが、どうなんですか、その辺。博物館施設としてどこまで機能を果たすかというような論は。教育委員会の基準でいうと、非常にこれまでより緩やかになったような感じを持っています。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 はい。おっしゃるとおりです。法改正前は、例えば博物館の建物の面積とかそういった細かい規定があったんですが、このたびの法改正でそういった量的、数的な基準というのが一切なくなりました。あるのは年間150日以上の開館と、館長、学芸員を置くことというところぐらいです。あとは、もう都道府県の裁量に任せるといような形になっております。これは、どちらかという、登録博物館を増やしたいという文化庁の意向が

ありまして、むしろ博物館の建物とかそういう基準というよりは、その後の博物館活動をしっかりやっていくようにというところなどが趣旨だというふうに考えておりまして、法改正後、この後、登録博物館になりますと、毎年定期報告というのが義務づけられます。その中で、博物館活動をしっかりしているというところが、むしろ登録になるよりも重要なところになるのではないのかなというふうに思います。

○谷口議長 ありがとうございます。

いいですか、鶴崎委員。そういう流れの中での登録になるようですが。

○碓委員 すみません、いいですか。

○谷口議長 はい。

○碓委員 すみません、ちょっと1点気になるところがあって、74ページの米子市立山陰歴史館さん宛てではあるんですけども、意見が書かれている中の4行目なんですけど、努力義務ではあるが、博物館が社会教育施設から文化観光施設に変わっていくことが令和4年度の改正で変更されたというふうな、すみません、私、ちょっと勉強不足だったら教えてほしいんですけど、こういう条項がありましたっけ。

○谷口議長 どうぞ。

○藤原副館長兼総務課長 これは、誤解が大いに含まれてございまして、社会教育施設であることには変わりませんし、これまで博物館が70年間やってきたことに変更はありません。プラスしてこういった文化芸術ですとか、観光の努力義務だとか、そういったものがプラスして加わってきたということでございまして、これは頂いた文書ですので、そのまま使わせていただいておりますけども、法改正の趣旨はそういうことでございます。

○碓委員 分かりました。ちょっと気になったのが、こちらの博物館、とても、何だろ、すごく法にのっとりながら大変いい博物館だと思っているんですけども、こういう文化観光施設に変わっていくことが努力義務っぽくされてしまうことで、変わってってしまう部分、ちょっと怖いなと思っております、その辺りのお考えはいかがなんでしょうか。

○藤原副館長兼総務課長 社会教育施設から変わっていくというつもりは全くなくて、法改正もそういうふうな趣旨でございます。これまでどおりのことはきちりやりつつ、いろんなことが博物館に求められてきているような時代になってきているということもありますので、そういったことでうちの県立博物館はやっていきたいというふうに考えておりますし、これを書いてくださったところにも、念のために改めて説明に行かなければいけないなというふうに考えております。

○碓委員 ぜひ社会教育施設であるというところに重きを置いていただいて、今後のこちらの館の活動ですとか入館料ですとか、そういったことも含まれると思うんですけども、なるべく、今現在すごくすばらしい活動をされていると思うので、それを軸に考えていただければと思います。

○藤原副館長兼総務課長 分かりました。ありがとうございます。

○谷口議長 よろしいですか。

○岸本委員 すみません。

○谷口議長 どうぞ、岸本委員さん。

○岸本委員 あんまりその辺のことがよく分かっていないのでお聞きしたいんですけど、この登録を改めてすることで、我々のような大学法人だったらやっぱり評価とか、何年に1回かどこかの組織なりが、どういうふうな活動状況かという

のを評価して、それをちゃんとやっているかどうかというのを監視するようなどころがあるかなと思います。そういうものは今回の改正では出てきていないのでしょうか。

○谷口議長 いわゆる登録後の報告とか、その活動をしとるかどうかの確認をどういうふうにされるかという質問だろうと思うんですが。

○茶谷専門員兼主任学芸員 それも、規則のほうには一応明記は、一文としては明記しております。登録後は、毎年定期報告を行うことという。

○茶谷専門員兼主任学芸員 活動の年間の事業計画を出していただきますので、そちらの活動内容のチェック、次年度の事業計画等もありますので、そちらを確認しながら、やはり活動としての博物館活動がしっかりできているかというのをチェックしていくというのは、今後のこの登録事務では非常に重要な部分ではないかと思います。

○谷口議長 じゃあ、登録を受けると、翌年度に前年の活動実績と、その当該年の活動計画を出さなきゃいけないんですね、それが必ず。

○茶谷専門員兼主任学芸員 それが必要です。

○谷口議長 義務づけられる。  
どうぞ。

○川上学芸課長 すみません。補足させてもらおうと、そもそも登録、今回の登録博物館のあれは、今までだったら、最初に登録されたら、もう永遠に登録博物館でした。それを、要は、今まで類似施設とか物すごたくさん博物館関係の施設があったんですが、それを、そもそもぶっちゃけて言っちゃうと、みんな登録しちゃって、みんな登録してもらって、登録してから、毎年報告してもらおう中でレベルを上げていきたいという。だから、評価して、この基準以下ならとかそういうものは、数値的なものとかそういうのはない。それが主な趣旨で、もう一つは、御存じの方、皆さんのほうが詳しいと思うんですけど、登録博物館の制度、国立博物館とか、国立科学博物館とか、東博とか、あるいは大学の附属博物館とかは別の法令で規定されているので、登録博物館ではありません。なので、ああいう国立とかは違う話です。そういうのがまずこの制度で、先ほどの御指摘ですね、山陰歴史館の助言について、これ、きちっとチェックできていなかった、私たちの中で共有できていなかったのが非常に申し訳ないんですけど、ここに書かれていることは明らかに間違いです。社会教育施設、社会教育基本法があって、社会教育法があって、その下の博物館法、図書館法、これは全く変わっていません。それで、新たに加わったのは、文化芸術基本法の本質も、努力義務として努めていきなさいというのがプラスで加わると。ですけど、既に様々な博物館がやってきていることなので、現状に合わせたというような見方もできる部分です。さらに、観光というところがあるんですけども、この観光というのも普通の観光ではありません。その法律の中でいうと、文化観光と呼ばれています。文化観光、これ、第3条にきちっと定義してあるんですけども、文化資源に関する体験活動、その他の活動を通じて文化について理解を深めることを目的とする観光をいう。だから、一般に言われているような観光ではなくて、文化観光ということで言葉が定義づけられていますけども、これを、プラス努力義務として努めてくださいというのが加わったという話です。

○谷口議長 じゃあ、登録後は、とにかく登録はしやすいようにするけども、休眠するようなどころはするなよというような定時報告になっているわけですね。

○浅沼委員 すみません。

- 谷口議長 どうぞ。
- 浅沼委員 今のお話の流れのことなんですけど、情報をお持ちでしたら教えていただきたいんですけど、これまで県内で登録されている博物館さんは、こちらの館を含めて7館ということなんですけど、再度、法改正で登録し直しということなんですけど、ほかの館の動きはいかがですか。
- 茶谷専門員兼主任学芸員 今、登録館7館というのは、当館のほか、鳥取市歴史博物館、鳥取市こども科学館、鳥取市民藝美術館、渡辺美術館、倉吉博物館・倉吉歴史民俗資料館、米子市美術館があります。この前開催した鳥取県ミュージアム・ネットワーク総会での感触でいえば、今、渡辺美術館さんがちょっと準備を始めているというような感触でした。
- あと、まだ未確定ではあるんですけども、類似施設のほう、県内の方は御存知です。わらべ館という館がございます。こちらは今、指定管理者側からの相談ですので、所管課の意見というのはまだ伺っていないんですけども、指定管理者側としては登録博物館になりたいという意向があるという相談は受けています。
- あと、鳥取市のさジアストロパークも、今回の法改正をもちまして、天文台関連の登録博物館になりたいという、天文台の協会のネットワークのほうでそういう話になったそうで、そちらも準備をし始めているというような感触です。さジアストロパークに関しては、職員が学芸員ではない。学芸員の資格は持っていますが、職員がまだ学芸員という職ではないので、ちょっとその辺からスタートですかねというような話をしております。以上です。
- 谷口議長 よろしいですか。
- 浅沼委員 はい。
- 谷口議長 ほかに御意見はありませんか。
- 山口委員 よろしいでしょうか。
- 谷口議長 山口委員。
- 山口委員 登録申請の中の意見書というのもとても大切な書類の1枚だと思うんですが、ここでこれはちょっと認識が違うことが書かれていますと認識されながら、受理されて、これが後まで登録申請書として残ってしまう。それは少し危険だと思います。それを申請書として受理したら、この米子市の山陰歴史館に対しても何か失礼な話だなと思うので、やはりこれについての取扱いというのは如何なものかと思います。
- 谷口議長 私も感じました。これは、聞きますけども、山陰歴史館や県立博物館に対する意見聴取は、申請が出てから、審査する機関として博物館が意見を聞かれたものですね。申請に伴って出たものですか、どちらですか。
- 藤原副館長兼総務課長 申請を受理してからのものです。
- 谷口議長 審査する段階で。
- 藤原副館長兼総務課長 県立博物館が公文書で依頼をしたものです。
- 谷口議長 だから、審査機関として依頼をされたものがこの見解なんですね。
- 藤原副館長兼総務課長 はい、そうです。
- 谷口議長 ちょっと文化観光施設という辺や、設置者である自治体の管理運営方針の見直しが必要というのは、何が問題なんだというのがよう分らんのですが。まして、県立博物館に対する審査機関に対するコメント、その中で、申請者、県立博物館に対する見解の、やまびこ館の館長さんがコメントしておられますけども、特に問題はないが、専門家の見解として本当で、それでいいんですか。我々に聞いているのは、審査機関として聞かなきゃいけないのは、新

しい基本方針に合致するかの具体的な内容を聞いておられるんでしょう。それに対する答えがないのに、要望だけが県博の審査書類にはある。ちょっとこれは、専門家であるかもしれませんが、何か遠慮があるのか、触れたくないのか、特別な関係にあるのか、何かおかしいなと思うのが一般の人の見方じゃないですか。

それで、さらに私、ちょっと聞きたいんですが、県博の場合には、10ページを御覧になってください。第1号の審査の申請をしとられます。10ページには、申請者は博物館です。ところが、それを受理して審査するのは、同じく県立博物館です。この辺の同一人がやることに対する、何というか、まあまあ、なあなあがあるんじゃないんですか。

私は、50年間やってきたことはそれなりに評価されるべきだと思います。

それが何か遠慮があったり、その辺には触れずに、自分の要望だけ言うというのが本当に審査に生かされますか。厳しいようですが、申請者と県立博物館が審査機関であるという、同時に同一人であるときには、例えば担当の主査は分ける、セクションを分ける、その辺の離れた立場で考えるんだというような見方をして、素直に意見を聞くという姿勢を持たれるべきじゃないんですか。まさか同一じゃないですよ、申請者と審査は。

○藤原副館長兼総務課長 博物館の中で申請を行ったのは総務課の職員でございますけども、今、審査のフェーズに移っていますので、これは学芸課のほうで審査しているという状況でございます。

○谷口議長 当然、申請者は、館長まで決裁にいきますよね。

○藤原副館長兼総務課長 はい。

○谷口議長 それから、今度は、審査するときには館長が最終決裁ではないですね。

○藤原副館長兼総務課長 はい。

○谷口議長 教育長が最終決裁ですね。

○藤原副館長兼総務課長 教育長の決裁事項というふうに規則では決まっています。

○谷口議長 ですから、その辺の二律背反するようなことは、別々にやっておりますというその辺の自覚は持ってくださいね。

○藤原副館長兼総務課長 はい、分かりました。

○谷口議長 そうしないと、遠慮があったり、誤解があったり、なあなあだがないとかその辺のいいかげんさというのが第1号になったら、付きまとうようなことはなしにしていきたい。

○藤原副館長兼総務課長 分かりました。

○谷口議長 と心配しました。

○藤原副館長兼総務課長 ありがとうございます。

我々、2つの人格というふうな言葉を使うときもあるんですけども、決して後ろ指さされるようなことはしているつもりではございませんが、確かに、外から見られたときに分かりにくい部分もあると思いますので、自分の館の申請の審査については特に厳正にやらんといけんということは、改めて認識いたしました。ありがとうございました。

○谷口議長 すみません。ほかに意見がありましたら。

もう一ついいですか。こうやって博物館施設に登録することが容易になってくるとなると、市町村のいわゆる歴史民俗資料館とか、さらには宗教法人の展示施設でも専門の職員を置いて展示しているからという動きがたくさん出てくるように思います。例えば企業でもそういうのがありますよね、そういう施設が出てくる、その辺の見込みはどうですか。先ほど市町村でも、出てくるだ

ろうってありますけども、その辺の見込みはどうか。

○川上学芸課長 じゃあ、私のほうから、正直な話、登録博物館にするメリットがあるのかないのかというところがあって、なかなか現実に難しい、いわゆる登録する博物館がどれだけ出てくるのか、あるいは皆さん登録しなくなるかもしれないとか、いろんな。

○谷口議長 逆に。

○川上学芸課長 逆です。逆の話もあって、そこは今スタートしたところですけども、文化庁は、広く全て登録してその中でレベルを上げていくということを狙いと、意図されているんですが、逆にメリットがないと、さっき言ったように、国立とかはみんな登録博物館でないわけで、そういった中でどうなっていくかというのは、ちょっと不透明な感じが現実の状況です。

○谷口議長 なるほどね。ありがとうございます。

○漆原博物館長 よろしいですか。

○谷口議長 どうぞ。

○漆原博物館長 ありがとうございます。

先ほど議長様のほうから、県立博物館の申請を自ら申請して、自ら登録というようなことで、より適正にオープンな形で、後ろ指をさされないようにというようなこともございました。あるいは登録した後の評価っていいまいしょうか、その辺のところも1年に1遍の報告、あるいは5年に1遍、更新というようなこともございます。更新のときにはまたこのような形でアドバイス、何かできることがあればさせていただくというような機能を私ども教育委員会のほうできちっと対応させていただきたいというふうに思っています。

○藤原副館長兼総務課長 5年に1回の更新はないです。

○漆原博物館長 報告の中で、きちんと報告させていただきながら、よりよい運営ができるようにさせていただきたいというふうに思っております。

○谷口議長 もう1点だけ。いわゆる県立博物館が県内の博物館の登録審査の機関となっているというような都道府県はあるんですか。

○藤原副館長兼総務課長 ないと思います。

○谷口議長 いわゆるこれは本県独自。

○藤原副館長兼総務課長 鳥取県独自の、独自というか、特異な形だと思います。

○谷口議長 いや、それは当然のことながら、教育委員会事務局の中の本庁並みだと言われることの現れだと思いますよ。

○藤原副館長兼総務課長 事前に文化庁さんとか、オンラインで何回か研修会があったんですけども、うちの県だけなんですよ、現場の館が参加しているのが。最初は疑問に思われたんですけども、話の中で、うちは本庁組織でさせてもらっているといったら、そこからは理解していただいたんですけども、ですので、ほかの県はあんまりないと思います。聞いたことがない。

○谷口議長 まさしく行政事務を、一部許認可に近いようなことを担当されるんですよ。ですから、不利益を被ったときの、当然、窓口にもなりますよ。ですから、そういう覚悟でやってほしいですね。

ほかに、委員さん、私がちょっとしゃべり過ぎましたけど。

○山下委員 すみません、ちょっと。

○谷口議長 山下さん、どうぞ。

○山下委員 今の議長の話と附属して、ほかの県はどこがされているんですか。

○藤原副館長兼総務課長 社会教育課であるとか。

○川上学芸課長 文化財関係が。文化財系が多いです。

鳥取県の場合も文化財課が登録博物館の業務をやっていましたけど、文化財課は文化財局、知事部局の1つ。教育委員会なんでね。それで、博物館はさっき言ったように教育委員会なので、どこがするというところでうちが担当するという流れですね。

○藤原副館長兼総務課長 繰り返しになりますが、博物館登録の事務が都道府県教育委員会の事務なんです。ただ、鳥取県の場合が、以前、文化財課がやっていたんですけども、文化財課が知事部局に移っちゃったので、移るときに、教育委員会のどこが後を持つかという話の中で、最終的にうちの館で引き受けることになったという経緯がございます。そのときは既に、うちはもう本庁組織でしたので。

○谷口議長 教育委員会の事務を知事さんに委任しますということでもいいんですよ。

○藤原副館長兼総務課長 はい。

○谷口議長 法的にはですよ。要らんことを言いますけども。

○浅沼委員 島根県の、私は島根県の長らく博物館の職員をやっています、当然、行政のほうにもいましたので、博物館登録の審査もやりましたけど、やっぱり行政部局がやっているの、ちょっと博物館がやられるというのは、私、前回この話を聞いたときにすごく違和感を感じて、文化庁さんも思われたのと同じですね。やっぱり違和感を感じてしまって、中立性が保てるのかなという、やっぱりその心配が一番ありました。だけど、それで鳥取県さんはやられているので、もうしようがないのかなとは思いますが。

○谷口議長 ほかに。  
石谷委員さん。

○石谷委員 ちょっと、僕、よく分からないので、あれですけども、そもそもなぜ2件しか出ないのかなと。メリット、デメリットを考えたときに、出さないほうが良いという判断をしているのが多いということなんですかね、この2件しか出ていないというのは。

○藤原副館長兼総務課長 7つの登録博物館のうち、もう一度登録になるために猶予期間が5年間ございますので、今年の4月1日に施行になったばかりですので、この5年のうちには、この7館プラスアルファで何館か増えていくようなことは期待しております。まだ法律が施行になったばかりなのでということで、今日のところは理解していただきたいと思います。

○石谷委員 メリット、デメリットは、具体的にどういうことがあるんですか。

○藤原副館長兼総務課長 メリットは、何ていうんですかね、私立の館であれば、法人税がどうのこうのとかが、そういったことはあるんですけども、うちの館のように地方公共団体が持っているところはあまりメリットがないです。ただ、今回、米子の歴博から逆になぜ出てきたかという、何か国交省か何かの補助金で、たまたま登録博物館要件というのがあるらしくて、それを使いたいのために出てきたという話は聞いております。

○漆原博物館長 ただ、登録博物館のメリットというのは、国の言い方かもしれませんが、登録されることで法律上の地位が与えられたりとか、先ほど言ったような信用、知名度の向上が期待できる、税制上の優遇措置とか、あるいは美術品の補償制度の利用というような活用ができるというようなこともございますし、それから、著作権法等の特例等というようなことで、若干有利な制度がございます。また、補助制度というのがあるんですけども、予算事業については、登録博物館を中心にして今後助成がなされていって、国の助成ですけども、そういうようなメリットといたしましよか、というようなこと

があるということは国のほうからも聞いておるところでございます。

○谷口議長 ほかの委員さんは何かありますでしょうか。

李委員さん。

○李委員 ちょっと勉強不足で分からないことがあるんですけど、先ほどの話で、文化庁がレベルを上げてほしいという話があったんですけど、そうしたら、それなりの何か新しい事業とかが必要かもしれないことになると、何か負担になることとか、財源とか、人のそういうことは大丈夫かなということでは心配します。もう少し説明すると、博物館登録、登録博物館になると、ちょっと先ほどの話で、博物館のレベルを上げてほしいという話があるんですけど、そうになったら、そのレベルに合わせて評価できる新しい仕事とかが必要ではないかというちょっと考えがあるんですけど、それに関しては何か、今後の考えとか、そういうところの内容を教えてくださいたいというのがあります。

○谷口議長 登録後の評価の話ですか。

○李委員 そうです。それにふさわしい何かをするための。

○谷口議長 今までの博物館のそういう業績のレベルに合わせて評価するんだという。

○李委員 そうですね。今のまま……。

○谷口議長 県博は厳しいですか。

○李委員 それはもうちょっとやらないとわからないですけど。

○谷口議長 そんなことはないんでしょうけど。

○李委員 余計な心配かもしれないんですけど、今後のことについてちょっと気になったので。

○藤原副館長兼総務課長 今のところ、評価というふうな具体的な話はなくて、レベルを上げるというのは、個々のものというよりは、どっちかというと全体の話で、類似施設だったのを、法律に基づく登録博物館のほうにみんな集めて、その固まりで全体を底上げしようという、そういう言い方で聞いております。

○川上学芸課長 日本の現状が、資料3-1の鳥取県の中だけを見ても分かりますけど、博物館類似施設と言われているやつが44館で、今の日本の現状というのはここがほとんどなんです。何百何千という、その規模というのは、うちの県立博物館みたいに各分野の学芸員がいるとかそういう館ではなくて、職員1人、2人で運営していますよとか、そんなところが大多数という現状を見た中でどうしていくかという話なので、なかなか評価をどうこうとかいうことのレベルというか、次元ではないのが現状の話だと思います。

あと、もう一つ言うと、自然系ですね、自然系の場合は、国立が登録博物館とかじゃないということも踏まえて、いわゆる国立科学博物館はじめ、学芸員はいないんですよ、皆さん研究員で。あと、お隣の兵庫県立人と自然の博物館とかも学芸員はいません。全部研究員です。という感じで、ちょっと違う形で活動しているところも多いので、そういった中で文化庁の動きだというふうに見ていただくといいかなと思います。

○谷口議長 もう1回だけ聞きますけども、資料3-1にある博物館類似施設の鳥取県内の44館の、米子市立山陰歴史館等になっておりますけど、この大部分は市町村の歴史民俗資料館じゃないんですか。

○藤原副館長兼総務課長 ちょっと別の協議事項としてで、今日、資料4-3というのを配らせていただいているんですけども、資料4-3の46ページ、オレンジ色のページなんですけど、これが51館の鳥取県立ミュージアムネットワークに参加してもらっている館の一覧になります。

○川上学芸課長 ミュージアム・ネットワークのやつです。

- 谷口議長 いや、その主体は市町村の歴史民俗資料館じゃないの。
- 藤原副館長兼総務課長 確かに数的には多いですね。
- 川上学芸課長 日野町の歴史民俗資料館や、江府町の歴史民俗資料館や、そういったところですね。
- 谷口議長 まさしく休眠になっているような人が多いんじゃないかな。いや、本当で分りました。  
館長さんに対する意見はこれぐらいでいいですか。よろしいですか。  
特に登録に問題があるというような方はありますか。  
じゃあ、ないようですが、これで意見をまとめます。
- 漆原博物館長 ありがとうございます。
- 谷口議長 特に厳正に、その辺は、あのときはこうしたけどこのときはこうするというようなことがないように。その辺、同じようなスタンスで臨んでください。
- 藤原副館長兼総務課長 はい。
- 漆原博物館長 今回御指摘いただいたような事項についても、事後になりますけど、報告して、整理するようにさせていただきます。ありがとうございました。
- 谷口議長 じゃあ、協議事項の2番目に行きましょう。  
説明をお願いします。
- 藤原副館長兼総務課長 私のほうから、資料4-1、4-2、4-3、この資料の説明をさせていただきます。資料4-1がメインの資料になりますので、まず、そちら、4-1を御覧ください。  
博物館の改修整備についてということでございます。まず、これまでの経緯でございますけども、そこには簡単に4段ほど書いております。後でもう少し詳しい資料は出てまいりますので、確認いただくんですけども、まず、平成27年の3月に、当時の現状課題検討委員会というところで、今のうちの館があります自然、歴史民俗、美術3分野のうち、いずれかを新しく別の施設を整備して、2つの分野で今後の建物を改修すべきだというふうな考え方が示されております。その後、県民アンケートによりまして、美術部門を別にするというふうな方向が示されております。その後、27年の7月から、この博物館協議会で改修の基本構想の検討をしていただきました。最終的には、平成30年6月に、改修整備基本構想（中間まとめ）というのを策定しております。ただ、その中間まとめの段階では、すぐすぐ改修整備にかかるという前提ではございませんでして、美術館の整備を優先的に進めるということが分かっておりましたので、赤字にしておりますけども、いざ、具体的にその話が進むときには、利用者ニーズだとか社会経済情勢云々ということで、時点修正をすることが必要であるということがこの時点で書かれております。  
令和5年8月、本日のことなんですけども、倉吉で美術館の整備も進んでおりまして、開館のほうも具体的な時期なんかも立ってきたところでございますので、さきの6月県議会に改修の検討経費を予算提案いたしまして、それが予算化されました。ということで、本日、この協議会で正式にスタートさせていただきたいというところでございます。  
次のシートを見ていただきますと、上が中間まとめ、平成30年6月の概要でございますけども、1つ目が、県博の設置目的ということで、在り方であるとか、あるべき姿というのをその時点で改めて検討し直したものがこの4項目でございます。その下が、その設置目的を果たすために必要な機能ですとか、取り組むべき内容を盛り込んでいるところでございます。  
下のほうの部分でございますけども、その基本構想、30年6月の時点で、

今後の進め方というのも記しておりまして、進め方の1番につきましては、館の担い手のメインとなります学芸員をはじめとした館職員が共同して準備を進めるであるとか、関係団体とか有識者、利用者等の意見や要望をお聞きすると、さらには、民間のノウハウ等も参考にすべきだということが書かれておりますし、進め方の2番につきましては、美術分野が倉吉のほうに大きく移るところがございますので、この東部での美術の振興が手薄にならないようにというふうなことも考えてございまして、県議会のほうからも附帯意見という格好で、そこに書かれているような、鳥取藩ゆかりの絵師の作品ですとか、鳥取市、民工芸に係る工芸品、工芸だとか工芸作品はここに残すようにと、それを担当する学芸員を配置することというようなことも県議会のほうから意見をいただいております。進め方3につきましては、工事期間中の資料の一時保管のことでございますし、進め方4につきましては、建物の意匠のことですとか外回りのことなんかも、この30年6月の中間まとめの時点では詳しく検討しておりませんでしたので、そういったこともいざ動かすときは必要だというふうなことが書かれております。

5番目のシートでございますけども、この後、7つの項目をまず説明させていただきます。この7つの項目といいますのは、この平成30年6月に中間まとめをまとめた後、本日までのこの5年間の周りの変化、こういったものがあつたよねということでございます。事務局想定の7項目を説明させていただきますけども、本日、委員の皆様には、これに限らず、いろんな意見をいただければというふうをお願いいたします。

まず、項目の1つ目でございますけども、博物館法の改正でございます。博物館法の改正につきましては、先ほども話が出ておりましたが、登録制度が主なところではあつたんですけども、まず、社会教育法については、その精神は変わらないということだけは重々御承知を置いた上で、文化芸術基本法の精神が盛り込まれてきたり、デジタルアーカイブ化を資料にも入れたりとか、それとか、連携ですね、地域の多様な主体との連携、協力ですとか、文化観光、その他の活動についても努力義務というふうなことが加わったところでございます。

その法改正に先んじて、2021年、令和3年なんですけども、文化庁の所管、文化審議会のほうから、ここに書かれているような、これから博物館に求められる役割機能ということも出されております。その中で、下のほうの四角囲いになりますけども、5つの方向性というふうなことも示されているところでございます。

次のシートを御覧ください。ふるさとキャリア教育というものでございまして、これは、昨年来から鳥取県教育委員会の施策の基軸に位置づけて、鳥取県教育委員会の全所属を挙げて取り組むべきこととございまして、少子化が進んできておりますので、願わくは鳥取で生活してほしいということはあるんですけども、なかなかそうもいかないところもあります。例えば、都会に出ても鳥取のことは忘れないで鳥取に関わっていくような、そういった子供たちになってほしいというふうなことが思いとしてございます。その真ん中辺りに目指す人間像というのも掲げております。それにつきまして、県立博物館では、まず、子供たちに鳥取県のことを知ってもらう必要があるというふうにご考えてございまして、そのために、博物館は優秀な教育機関、拠点になるのではないかなということも考えているところでございます。

次の、項目3でございますけども、ここのお堀の中は、国史跡の鳥取城跡

附太閤ヶ平というふうな国史跡になっております。史跡整備の進捗ということで、鳥取市のほうは整備実施計画に基づきまして、大手登城路の復元整備を進めておられます。擬宝珠橋を完成させたり、中ノ御門表門も完成しております。先般は渡櫓門の上棟式があったりしたところでございます。今後も太鼓御門の整備等が順次進められていくというふうにお聞きしております。お向かいの仁風閣につきましても、今年の仕事納めをもって休館に入られるそうでございます。約5年間改修工事がある、令和10年ぐらいにリニューアルオープンというふうな話を伺っております。そのほかには、いろんなイベントもこのお堀の中で季節に応じて開催されているところでございます。

ただ、一番下に、米印で書いておりますけども、建物をいじるとか、土を掘るとか、そういった現状変更を伴う行為は、文化財保護法の規定によって文化庁長官の許可が必要ということは忘れてはいけないということがございます。後でもう少しだけ詳しく説明いたします。

項目の4でございまして、デジタルDXということで、今、学校では1人に1台、端末が配られている時代になってきております。いろんな使い方がこれからどんどん開発されていくんだろうというふうに思いますが、県博で、取りあえず現時点でさせていただいているのが、オンラインを使って展示解説なんかをしているというところで、写真を2枚つけております。これは、たしか鳥取養護学校の子供たち、病弱の養護学校ですので、なかなか外に出づらいうということもあって、自然の学芸員がこういった格好で展示室と中継をして、説明をさせてもらっているというふうな写真をつけさせてもらいました。

項目5が、忘れてはいけない新型コロナウイルスの関係なんですけども、一番最盛期には触れる展示ができなかったりもしております。実物に触れることの感動ですとか、そういったものの大変さが改めて認識されたところでございまして、博物館はそういったことでも地域での重要性が改めて認識されたということでございます。

次の、11番目のシートを御覧ください。項目6番でございまして。中間まとめをまとめた段階で、もう既に収蔵庫がいっぱいだったということで、そもそも話は来ているんですけども、その後、この5年間でも、1万8,000以上の収蔵資料が増えております。特に近年、コレクターの遺族といいますか、そういった方からまとまった寄贈があったりして、そういったものもこの件数以外に、これから博物館資料として登録すべき整理作業待ちのものも数万単位であるというふうな状況でございます。

次の項目7でございまして、これは、ハード整備に伴う建築技術的な検討項目をこの項目7にまとめております。耐震ですとかバリアフリー、それから脱炭素、それから既存不適格というのは、あるときに法改正、建築基準法とか消防法とか改正になった場合でも、即ち改正しなくてもいいので、次の大規模な手入れをするときに直しなさいというのがあります。それを、既存不適格と呼ぶんですけども、そういったものが幾つか保留にしているものがございまして、そういったものも、今回、一斉に改修する必要があります。

それから、(5)番が工事中の資料の保管方法でございまして、忘れてはいけない駐車場のことも、拡張、不足についても以前から声は聞いているところでございます。この(1)から(5)番につきましては、元設計事務所であり、この博物館を建てたときの設計事務所に調査委託をしたいというふうに考えております。

次に、資料4-2でございまして、今後のざっくりとしたスケジュール

ルでございます。本日、8月で、①のところでございますけども、次回は、秋ぐらいに2回目の博物館協議会をお願いしたいというふうに考えております。本日、委員の皆様からいろんな意見をいただきたいというふうなことを考えておきまして、そういったことを踏まえながら、秋には、博物館としてあるべき機能ですとか、事業とか、あと、改修後の、例えば民間委託、運営を民間委託する場合のときに必要になってきます入館者の推移ですとか、運営費の状況なんかも秋には見ていただきたいなというふうに考えております。

年度末、3月には、ある程度ハードのほうの検討も進んでまいりますので、そういった建物、設備の改修方針につきましても、この協議会にお話を聞いていただきたいなというふうに思っております。年度が明けまして、まずは、多分6月ぐらいに基本方針の素案を見ていただき、8月ぐらいには基本方針の最終案にたどり着きたいなというふうなイメージを持っております。

右のほうですけども、8月から来年の夏まで、基本計画業務委託というのが、これが元設計に業務委託したい内容でございますし、その次のPFIと書いてあるのが、また後で説明しますけども、民間の資金ですとか手法を取り入れることも検討しなければなりませんので、今年の秋、それから、新年度になってからというふうな2段階で検討してまいりたいというふうに思います。もちろん関係団体等にも説明をしたり、意見をお伺いしたいというふうに考えておりますし、中には、子供の、お子さんの声も聞きたいなということを考えております。並行して、タイミングを見計らいながら、文化庁に史跡の中での現状変更の相談なんかもしてまいりたいというふうに考えております。

右下のオレンジの四角い表が、これが、いろんなことがうまくいって、最短スケジュールというふうに書いておりますけども、また、これも後で説明しますけど、PFIという民間の資金とかを活用しようと思えば、手続等々に三、四年かかるということも分かっておりますので、そういったことを加味して、スケジュール感、最短でもこのようなスケジュール感で行きたいなという希望的なスケジュールでございます。

次に、資料4-3を御覧ください。ちょっと時間があれですので、飛ばし飛ばしになりますけど、まず、1ページ目が、6月県議会で予算をいただいた、承認いただいたものでございまして、今年度が3,333万円、令和6年度分が2,574万円ということで、トータル5,907万の予算を確保しているところでございます。

次の2ページ、3ページが、これまでの検討経緯で、冒頭説明したもののもう少し詳しい内容でございます。2ページの下の方から、博物館改修と美術館整備に検討がそれぞれ分かれておきまして、左側の博物館改修につきましては、ずっとこの博物館協議会で何度も議論いただきまして、平成30年6月に中間まとめを策定させていただき、その後、美術館のほうを優先的に進めておりましたが、このたびより、改めて改修の再検討を進めたいというふうなことでございます。

次の4ページ、5ページが、平成30年6月の中間まとめの、4ページ、5ページが概要で、その後が中間まとめの本文をつけておりますけども、4ページを見ていただきますと、まず、I番で、県博の設置目的を改めて整理したものがこの点々の四角囲いの1番から4番でございますし、その後、II番がその設置目的を達成するための必要な機能、その後、III番、IV番、V番というふうにつながっております。その詳細というか、中間まとめの本文が6ページから33ページまでわたっているところでございます。その後、34ページからが法

改正、博物館法の改正に係る資料、国の資料でございまして、特に確認をして見ていただきたいのが、35ページの下半分でございますけれども、Ⅱ番のこれからの時代にふさわしい博物館の在り方ということで、まず、1つ目のボツが、博物館法制定時から3つの基本的な使命、収集保管、展示教育、調査研究、これが引き続き維持する必要があるということで、その再確認がしてあるわけなんですけれども、その後、先ほど来、話が出ております、いろんな機能を求められてきてございまして、それが多様化、高度化しているというふうなところでございます。

次、37ページを御覧ください。これが、鳥取県教育委員会のふるさとキャリア教育のいろんな課が関わっている体系図でございまして、博物館につきましては、この一番右下の小さい字で、魅力ある博物館づくりの推進ということで、1行しかないわけでございますけれども、先ほど申し上げたとおりに、まずは、子供たちに鳥取県のことを知ってもらうためには博物館ほど適した学習施設はないというふうに自負しているところでございます。

次のページが、ふるさとキャリア教育の学習プログラムを御活用くださいということで、これは、県内の学校の先生方に向けた当館の資料でございます。現場の先生もふるさとキャリア教育を進めましょうということで、話はいっているとは思いますが、博物館としては、まずうちに来ていただけたらという、一緒に考えることができますよということで、県内の学校に配らせてもらっている資料でございます。ちなみに、この中で、真ん中の左に、教員のための博物館の日というのがありまして、これ、8月3日、あさってですね、開催させていただくんですけども、子供たちに博物館に来てもらうためには、まず、学校の先生に博物館のことを知ってもらいたいということで、毎年1回、夏休みのこの時期に開催させてもらっているところでございます。

39ページを御覧ください。文化財保護法と鳥取城跡の保存管理計画等でございます。(1)番、文化財保護法には規定がございまして、アンダーラインの部分でございますけれども、現状変更し云々とするときは、文化庁長官の許可を受けなければならないという規定がございまして、

(2)番が、ここの城跡の管理団体であります鳥取市が、昭和59年度に定められた保存管理計画でございまして、そこには2番の現状変更の中に、1)で、この中では、増改築ですとか新築は強く制限しという書きぶり、2)番で、移行に関する土木下水道工事等につきましては、事前の協議の徹底、工法、及び使用材料等についても事前に十分検討するというふうなことが書かれております。

(3)番が、その後、平成18年の3月につくられた整備基本計画でございまして。ここで見ていただきたいのは、当時、鳥取西高の整備があつて、お堀の外に出ていくべきだ、いや、そうでないみたいな議論の中で、鳥取西高は、当面、史跡整備との整合性を図りつつ併存するというふうなことで落ち着いております。実は、ここの鳥取県立博物館も全く同じ書きぶり、整合性を図りつつ併存するというふうな位置づけがされているところでございます。40ページにつきましても、その計画の中にゾーニング計画であるとか、景観計画の項があるんですけども、同じように併存するというふうなことが明記されているところでございます。

それから、41ページが教育DXの関係の資料でございまして、今の時代に合わせて、博物館としてできることを考えていく必要があるというふうなこともあります。

それから、44ページを御覧ください。関係機関や地域との連携ということで、これも現状を整理したページでございまして、一番目が関係機関との連携ということで、例えば、(5)番、ポスター貼ります隊とか古文書解読のボランティアの方も、うちの館の応援団として来てくださっておりますし、(7)番ですけれども、協力団体ということで、こういった団体にも県博と一緒に活動していただいているところでございます。

それから、2番で地域との連携ということで、例えば、中学校の職場体験の受入れですとか、そういったことにも当然取り組んでおりますし、一番下の(2)番、多様な連携ということで、例えば、今年の夏からクールシェルターというのを鳥取市がされていまして、そういった活動にも参加させてもらっているところでございます。

45ページが、先ほどちょっと別件で見させていただきましたけれども、鳥取県ミュージアム・ネットワークということで、46ページに加盟館の一覧表がありますし、それから、次の47ページは、これは、シルバーウィークみたいなときも市町村の教育委員会が休みが設けられるということがありまして、そのときには県博も協力させてもらおうというところでございます。

48ページを御覧ください。これが、このたび改めて整理した資料でございまして、当館の収蔵の状況でございまして、こういった分野ごとにいろんなところを使って資料を保管しております。右のほうになるんですけど、白抜きのところが館内でいろんなところを利用してございまして、トータルで1,443平米に保管、物を置いております。そのすぐ右の屋外というのが、この本体の外にプレハブの倉庫を置いたり、あと、ピロティと言って、広い軒下みたいなところにシャッターをつけて収蔵庫みたいに使っているところがあたりしております、なかなか苦勞しているところでございます。それが98平米相当です。それから、湖山というのが、旧鳥取農業高校の実習棟を、今、緑風高校になっているんですけども、これを博物館のほうに所管替えいたしまして、その敷地に博物館の、古い実習棟を倉庫代わりに使わせてもらってございまして、それが489平米で、こういったところに苦勞しながら資料を置いておくと、分散して置いているというのが、これが現状でございます。

最後に、49ページからPPP/PFIの関係でございまして。これは、博物館だけではなくて鳥取県としての方針でございまして、49ページのちょうど真ん中辺りに、1番、検討対象事業の①、事業費の総額が10億円以上、それから、②単年度の事業費が1億円以上、こういった公共事業につきましては、PPP/PFI、民間の資金ですとか経営能力、技術的能力を活用させていただこうということで、まず、こういった大きな事業については、それを優先的に検討すべきであるというのが鳥取県の方針でございまして。

50ページを見ていただきますと、(3)番ですけれども、まず、第一次検討ということで、このPFIの手法を活用するかしないか、しないという選択肢もあるんですけども、まずは定量評価と定性評価というのを行いまして、PPP/PFIの手法を活用できるのかできないのかということを検討して、その後、51ページで第二次検討ということで、ここでは、外部のコンサルティング事業者調査を委託して、それが現実的なものなのかどうかを検討するという二段構えの検討が必要になってまいります。

ということで、最後、52ページになるんですけども、これが、大体手順、検討を進める上の手順ということで、一番右に「年度」という覧があると思っております。検討の着手から3年ないし4年、通常で考えれば必要だというふう

なことになっているところでございます。

ちょっと駆け足でしたけど、私からの説明は以上です。

○谷口議長 大変膨大な資料をありがとうございます。

3時過ぎましたが、では、第2号の、いわゆる博物館の改修の基本構想についての意見聴取をお願いしたいと思いますが、館長さんからは、ぜひとも中間まとめを終わって、この資料に基づいて委員の皆さんから、各委員から最低3分間は話してほしい。まず、最初の取っかかりとして、そういう各委員さんの意見を聞きたいということが出ておりますので、山下委員さん、順番にずっと行きませんか、3分間です。3分間で13人ですか、約40分間、館長さん、ずっと聞いてくださいね。

○漆原博物館長 はい、分かりました。よろしく申し上げます。

○谷口議長 すみませんが、どんな切り口でも結構ですから意見を言ってください。

○山下委員 項目を7つ上げてくださってしまして、項目1について気になったこととしては、改正点、今回、博物館法が変わったところに対する対応を具体的にはどういったことを考えていらっしゃるかということが一つ気になりました。対応も、既にこれまでもしているもので、それを継続するというような意味かもしれません。

それから、項目2のふるさとキャリア教育の推進、昨年度からスタートされたということで、非常に大事であって今後もぜひ継続していただきたい。昨年の協議会でしたでしょうか、修学旅行が県外に行けなくて県博に来られたりしたということを知ったり、地引き網か何かそういうことをされたと聞いて、すごくいい、コロナじゃなくても続けていただきたいなというようなことも思ったということもありまして、項目2、ふるさと教育、キャリア教育は、継続して実施していただきたいと。

それと、項目3の史跡の変化について、大分、鳥取市さんは頑張ってもらって、観光拠点として整ってきているなという印象があります。博物館もその一環として整備ができたらいなと思っておりまして、具体的には多言語対応とか、ホームページ含め、作品キャプション等含め、そういったこともちょっと 考えていっていただいてもよいかもしれないと思いました。

それから、項目4の教育DXの推進というのも、こちらやはりこれからの時代より重要となりますので、継続、さらに強化していただけたらなと思っています。

項目5のコロナウイルスの影響ですけれども、これは、ちょっと項目4ともかぶってくるかなと思うんですが、デジタルアーカイブ化ということで、より具体的にどういったことを考えていくべきかというのを深めていく必要があるなと思いました。

一番初めに、淀委員さんのほうからおっしゃられたように、県博、非常に素晴らしい活動を今までされていまして、そういった今までの残しておくべきところは残しつつなので、プラスになってしまうので、ぜひ今までの良かった点が損なわれることがない活動をこれから進めていただけたらなと思います。3分くらいでしょうか。

○谷口議長 ありがとうございます。

じゃあ、今くらいで。

中尾委員さん。

○中尾委員 私の一番関心事は、項目7に該当するですかね、その次のページ、資料4-2の下段の〈令和6年以降のスケジュール〉の中で、改修工事が始まります

よね、大体2、3年かかるという、その間も、例えば県展とか市展の開催はどういう具合に考えておられるかが一番関心事ですね。

それから、新しく博物館ができて、私たちは美術の部門なんですけど、この博物館を会場として僕らが展覧会に使えるかどうか、使わせていただけるかどうか、今はもう無理な状態なんですけど、もう20年、30年前は僕らでも十分に借りられて、大きい展覧会でもやらせていただいた時期があったので、またそういう状況が復活するかどうかちょっと知りたい、それが一番私の関心事です。以上です。

○谷口議長 何か質問があったんですけど。もう答えてもらったほうがいいか、こういうつもりでおるとか、中間まとめでこうしますとか。分かる……。

○漆原博物館長 中間まとめも記載がしてあると思いますけども、まだ県展であるとか市展につきましても、主催者がそれぞれちょっと別の団体等になりますけども、今回の博物館改修ではそういうような展覧会が実施できるように施設整備のほうはきちっと対応していくべきなのと、あわせて、先ほど中尾委員さんが言われた展覧会、個人の展覧会でもいいですし、団体の展覧会、そういうものもきちっと利用できるように、今、表に出しておりますのは第一展示室、第二展示室、これは残しますということはお約束させていただいて、鳥取市さん等の関係者にもお話はさせていただいているところでございます。

○中尾委員 ありがとうございます。

○谷口議長 よろしいですか。

○中尾委員 いいです。

○谷口議長 じゃあ、石谷委員さん、お願いします。

○石谷委員 美術館ができて、美術関係が倉吉のほうに行って、一部残るといようなことなんですけれども、そこら辺の、どこまでどうするのかというのはもう決まっているのでしょうか。例えば、茶道具はどこに行くのかとか具体的な、そこまではまだ詰まっていないという感じなんですかね。

○漆原博物館長 今回、美術館の検討を開始するときに、予算をつけて県議会のほうから附帯意見ということで意見が言われたことで、先ほどの説明もございましたけども、鳥取藩ゆかりの絵師、ここに書いておりますけど、土方稻嶺、片山楊谷、それから沖一峨などの作品であるとか、当時の美術工芸品等、ゆかりのあるそういうものはこちらのほうに残すというようなところで、それから、それを管理展示、解説ができるように学芸員を配置するというような附帯意見を、県議会の附帯意見というのは非常に重たいものでございまして、我々執行部とすれば、これを忠実に対応してまいりたいというふうには考えておるところでございましてけれども、どういう部分についてというのも当時の附帯意見、出てきた作家等の作品、これを洗い出して、今、美術館と整理のほうをさせていただいている状況でございまして。また、その詳細につきましても、また美術館と整理ができた段階で、また御報告させていただければというふうに思っています。

○石谷委員 先ほど、倉庫を見せていただいたんですけど、大変興味深いというんですか、時間をオーバーするぐらいの、非常にエキサイティングな、何ていうのかね、展示も既にされているような状況ですから、だから、何かこう、そのときもちょっと話があったんですけども、展示の状態を見ることが可能なような、何ていうんですかね、大胆な展示といたら、倉庫をそのまま見せれるような展示の仕方みたいなのが、非常に、もちろん整理はされるんですけども、何か現場感があって、興味のある人はむしろあそこを見たいんじゃない

かなというぐらいに面白かったんですね。そういう何か大胆な新しい展示の仕方も検討されてもいいかなというふうに感じました。

○漆原博物館長 御意見でよろしいですか。

○石谷委員 はい。

○谷口議長 何かコメントがありますか。

○漆原博物館長 貴重な御意見ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきたいと思っておりますし、既に、中間まとめの中でも見える収蔵庫というような記載もさせていただいております。そのところをどのような形でやったのがいいのか、また皆さんの御意見をいただきながら検討させていただければと思いますので、またよろしくお願ひします。

○石谷委員 もう1点いいですか。

○谷口議長 はい、どうぞ。

○石谷委員 随分、城跡にあるために改修なんか難しいような感じに受け取っているんですけども、そこら辺は大丈夫なんでしょうかね。

○漆原博物館長 最後にちょっと説明させていただきましたけれども、現在の敷地が国の指定地域、鳥取城跡の一部であるということで、正直、文化財保護法の規定で許可が必要になるかも分からないというようなところでございます。ただ、今現在、協議の、どんな改修をするかもまだ全く未定でございますので、今後、施設整備的などところとか、ある程度方向性が固まった段階で、必要があれば検討状況に応じて文化庁、あるいはその窓口となる市の文化財課であるとか、そういうところと協議を開始していきたいと思ひます。

○石谷委員 ここを出ていけというような話にはならないですよ。

○漆原博物館長 その辺、まだどのような改修をしていくのかがまだ。

○石谷委員 そういう何か、危険があるんですか。

○漆原博物館長 いや、こればかりは協議を全くしておりませんので。

○中尾委員 ちょっとすみません、ここはもともと野球場でしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）そこに博物館ができたんだから、そういうのは大丈夫じゃないんですか。ちょっと文化保護法は分かんない。

○川上学芸課長 時代が違います。

○中尾委員 あっ、時代が違うんか。50年前だからな。

○谷口議長 あんまりそっちのほうに……。山下委員さんには、何か質問はなかってこうあってほしいみたいな、改めて山下委員も聞きたいことがあればどうぞ。

○山下委員 はい、大丈夫です。

○谷口議長 じゃあ、時間も来ましたので、じゃあ、山口委員さん、お願ひします。

○山口委員 皆さん、質問があるので、短めに。

○谷口議長 はい、すみません。

○山口委員 ふるさとキャリア教育を進めていきたいとの姿勢は、これからの子供たちに対して温かい目線で、どんどん博物館がこの事業の一翼を担って欲しいなど期待しますが、そうなると、39ページのこの登録に出された資料3-3の令和5年度の一般会計当初予算案で、ふるさと教育が92万9,000円というのは、あまりにも少ないような印象を受けます。これからもっと大きな予算で、子供たちが来やすいようにバスを運行させたりとか、いろいろと積極的に働きかける博物館であってほしいと思ひます。

それから、博物館事業を民間委託するということは、方向性としては仕方ないですが、県外の事業者よりもやはり、地域の業者、地域の方に大切に博物館を守っていただき地域密着型というところも考えておいていただきたいな

というふうに思います。意見です。

○谷口議長 全部まとめて何かコメントがあったら。

じゃあ、宮崎委員さん、よろしくお願いします。

○宮崎委員 短めに、改修工事をされるときに、収蔵品をどこかしらに移動されて、何かさっき、緑風高校の倉庫がどうのこうのとおっしゃって、結構、手狭な感じが聞いていてして、保存する場所とかの状態がきちんとよい状態で保管できればいいなというのはちょっと気になったり、その改修がいつまでかかるかもちょっと分からないようなところで、そこがきちっとしっかり保存ができればなとすごく思った次第です。以上です。

○谷口議長 いいですか、何か、収蔵庫は特に困るんだからどうするんだというのを聞きたいということならお答えください。

○漆原博物館長 作品を、ここでの工事中の一時退避の場所とか、保存環境につきましても、今回、改修の検討の中で設計会社等と協議をするようにしております。決してこれも、緑風高校、そこに置くということではございません。またそれなりのきちっと温度環境の整ったところに置かしていただくような体制にしたいというふうに考えております。

○谷口議長 またそういう改修の具体的計画案を協議する中で御意見といただければと思います。

じゃあ、浅井委員さん。

○浅井委員 今日、初めて参加させていただきまして、ありがとうございます。とんちんかんなことを言うかもしれませんが、私は、小学校の校長という立場で感じたことなど、あるいは今の現場、小学校の現場でのことなど6点、簡単にお話しさせていただきたいと思います。

1点目は、これは、本当に個人的な方の御意見なのですが、令和の時代になったときに、ある方が、10年後にはもう学校という箱物はない、箱物のないところで教育をしていかないといけなと言われてたんです。10年前に学校という建物がないとこで教育なんて考えられなかったんですけど、今はオンライン授業もありますし、不登校の子供たちがいろんなスクールとか学校以外で学んでいるということを考えると、本当に、私たちがもうすごく社会全体が変わっている、もう本当に変わっている中で、いろんなことを考えないといけないなんだなということを強く感じています、学校現場で。で、その中でこの博物館さんもリニューアルということがあるんですけども、博物館という箱物ありきではなくて、それ以外のやっぱりいろんな方法で人が集まってきたり学べるそういうところを、何かやっぱり頭をチェンジしていかないといけないな、していったらいいんじゃないかなというのを感じています。

2つ目が、学校現場ももう本当に学校運営って苦しいところがたくさんあるんですが、課題とか弱点を強みに考えるということを常に言われています。今日のお話の中で、城跡なので改修しにくいんじゃないかとか、物がたくさんあってしまう場所がなくて困るとかというお話があったのですが、ぜひそれは、弱点とか課題ではなくて、この博物館の持っているプラスというかいいい面なんだということで、何か考え方をいろんなプラスで捉えて、よりよい方向に、いいものになっていくといいなと感じました。

3つ目は、学校現場は、もう今や教員だけで子供たちを指導しようと思っても限界があります。その中で常に思っていることは、とにかく本気、本物との出会いということをしごく大事にしています。ですから、私たちは地域のいろんな人とかいろんな企業とか、それこそ出前授業とかも、もういっぱいいろ

いろ子供たちに本気、本物の教育ってことで取り組んでいるところです。その中で、この博物館は、先ほどありましたけれども、ちょっと見させてもらったけれど、本当に宝の、宝物、宝がいっぱい詰まっているなど、すばらしい本当に教育機関になっていくんじゃないかなという可能性を感じました。いろいろ学校へのアプローチの仕方とかあるいは思うのですが、ぜひここが持っているいろんな本気、本物の力を教育現場に生かしていけるといいなというふうに思いました。

4つ目は、学校は本当にお金がありません。もう博物館に来たいなと思っても、バス代もないし、保護者分担とかとなると、私たちはとにかくお金ということで、いろんな子供たちの教育活動をちゅうちょしてしまったり、諦めたりということがあります。そんな中で、倉吉の美術館は、小学4年生が全員無料で行けるという話を聞きまして、私たち校長、物すごく喜んでます。なので、やっぱりなかなかお金ということは難しいのですが、そういうところもクリアしていけると、本当に博物館の持っている宝が教育現場に生かされていくなというのを感じました。

5つ目に、教育DXということでお話がありまして、子供は本当に力を持っています。子供の意見を聞くという立場じゃなくて、子供が参画できる、子供が主人公、ICTを活用したら、もうどんどんいろんなことを発信していくし、アイデアもたくさん持っているし、もしかしたら博物館のPR動画とか、そういう力もたくさん持っていると思うので、この子供たちが意見を聞くとか参考にといいんじゃないかと参画できる、そういう博物館経営ができたらいいなというふうに思いました。

最後、6点目ですが、私たち現場は、現場の者がやっぱりそうだなと思うのが最終的には人との出会いです。ここにあるたくさんのいろんなお宝があったんだけど、その宝もやっぱりすごく魅力的なんだけれども、それを解説する学芸員さんですかね、あるいは、こんなすばらしいものがあるんだよという、それを伝える人、人との出会いが結局子供たちの今後の成長にもつながっていくし、もしかしたら、そういう人との出会いで私たちの学校の子供たちが学芸員を目指すとかそういうことにもなっていくかなと思うので、ぜひ、建物も大事なんだけれども、この博物館にお務めになる皆様の、学芸員さんといったらいいかな、そういう本当に人材育成というかそういうところも併せてしていただけると、本当によりよい鳥取県立博物館になっていくのかなというのを感じました。すみません、いろいろ言いましたけれども、以上です。

○谷口議長 ありがとうございます。

私は飛ばしまして、鶴崎委員さん、お願いします。

○鶴崎委員 まず、何度も出ましたけど、PFI手法を活用するということが前提でなった話をされていたんですけども、鳥取県立博物館は、最もこういうものを導入してはいけない施設だと思います。これだけは絶対やめてほしいです。例えば、鳥取市のわらべ館だとか、それから砂の美術館とか、最初からイベントに絡んでできたとか、観光、人を呼び込むためにできたような施設はいいと思うんですよ。鳥取県立博物館の役割は違いますので、全然、根本的に。昔からいろんな自然関係などの標本とかを集めて大きなコレクションを持っている方々というのは博物館の標本保管に対する姿勢や学芸員の能力を、信頼してこちらに寄贈しております。で、学芸員の人たちもそれらを大切に保管しているわけですから、イベントで何人人を集めたというところではかれないところに鳥取県の博物館の重要な使命があると思いますので、こういう

のを入れると絶対に、多分、収支が合わないといけないから人を入れるということにしか方向が向かなくなる可能性が非常に高いと思うんですよね。そうなったらもう大変ですし、多分、県民が怒ると思います。これだけはやめていただきたいというのがまずは1点です。

それから、博物館からの説明では触れられなかったように思いますが、改修案の中で、23ページのところに、何か、混合展示というのが書いてありまして、これには自然、歴史、絵画など異なる分野の資料を、同じ部屋で混ぜこぜで見せるみたいなのが書いてあるのですが、これもどうかと私は感じております。分野によって、資料の見方とかも管理の仕方も違うだろうと思いますし、例えば、これが、一つのローカルな地域を見せて、例えば鳥取城の成り立ちを、何でここに鳥取城ができたかというようなことを自然、地形の成り立ちみたいなことから説明して、ここが城に適していたからここにできたとかいうふうなつながりは、一つのローカルな地域であれば話はできるんだろうと思うんですけども、鳥取県全体のものを混ぜこぜで展示をして、面白いディスプレイができるとは私には思えないんですね。ちょっとこういうことは考え直されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

それから、改修時ですけど、さっき展覧会なんかができるようにしてほしいという要望がありましたけれども、博物館で保管している資料についても閉館中も研究者が利用できる、外からアクセスできるようにすることを是非実施いただきたいなというふうに思います。

鳥取城の問題については、私は、できればここに、この場所のほうがいいなとは思ってはおりますけども、いろいろ難しい問題があるということは理解しました。さっさと出てどこか別のところに移転するのも一つの解決策だと思いました。特に、ここに縛られなくてもいいんじゃないかなというふうに思っております。そのぐらいですね。

○谷口議長 いいですか。

○鶴崎委員 はい。

○谷口議長 じゃあ、碓委員。

○碓委員 すみません、さっきの話を蒸し返すようなんですけども、やっぱり文化財保護法でちゃんと改修できるかどうかというのがはっきりするほうが先かなと思っていて、少なくとも先行して文化庁と相談していくべきだと思います。せっかくこういうふうにしたものが後でひっくり返されても全く意味がないですし、ここに市の方針で、先ほども併存するというふうにおっしゃられていましたけど、平成18年からもう随分たっていますし、鶴崎委員がおっしゃったように、移転を含めてきちんと検討していくべきかなと思います。

さらに、もう一つは、そういう検討チームの中に、私、学芸員だから余計そうなんですけども、学芸員ってしばしばこういうチームから外されちゃうので、上の教育委員会のほうでばばばっと進められていっちゃうことが間々あるんですけども、絶対に学芸員をそのワーキングチームの中に入れていただきたいというのがあります。

あと、PFIに関して、私も反対です。こちらの活動に全くそぐわないと思いますし、こちらの主力のサービスというのは、そのサービスをつくり出すコンテンツをつくっているのは学芸員だと思います。なので、学芸員の活動がしにくくなる、あるいは学芸員の雇用が不安定になるということは、本当によくないことだと思いますので、PFIを導入すべきかどうかではなくて、ここ

の博物館にPFIが適合するかどうかの検討をお願いしたいと思います。以上です。

○谷口議長 ありがとうございます。

じゃあ、矢田貝委員さん。

○矢田貝委員 今日、この会議の前に、収蔵資料をいろいろ見せていただきました。そのときにいろいろ感じたんですけど、博物館の機能として収集、保管、それから、それを活用したり、あるいはそれについて調査研究、そういうことをするのに当たって、そういうのが博物館の機能だと私は、自分も関係することではそう思っているんですけど、で、今日見て、膨大な数の資料があって、あれをできるだけたくさんの方、県民以外の方に見ていただくためには、改修して、もっと展示のスペースを。前回、全部見せませんでしたかね、たくさん資料を見せていただきました。あれぐらいは見せていただいてもいいじゃないかなと思うような、今日、気がしました。そこまで展示ができるようにしようと思うと、ここは史跡になっていますよね。私の勤務している大山寺が史跡になっていて、とっても、何をしても大変です。モノレールが設置できません、史跡、文化庁のほうかね。非常に不自由しますので、ここもそんなに、高くするとか、あるいはここ駐車場がほとんどありませんよね、それを広げるなんていうのは、まず無理だと思いますので、まあ、今さらよそに行けというわけにもなりませんけど、なかなかそう簡単にそんなに展示を広くしたりするのは難しいじゃないかと思うので、その辺をよく考えて、できるだけ皆さんに収蔵資料をたくさん見せてもらうように。

それから、県議会の附帯意見、私は初めそれを、何だこれは、東部の分は何を言っとると思っていました。でも、今日、先ほど資料を見せていただきました。鳥取藩の資料、膨大な資料を見ました。あれは私も見て、先ほど、やっぱりこれはここに置いとくのがいいんじゃないかなと思います。ただ、博物館がいいのか、図書館とかそういうところがいいのかは別として、東部に置かれてもいいんじゃないかという感想は今日しました。それぐらいですかね、3分越します。

○谷口議長 岸本委員さん。

○岸本委員 もう各委員のほうから言っていたので、僕からは、簡単に3点です。

第1点は、やっぱり、碓委員のほうに言っていたような、やっぱり感想を持ちました。前の、やはり西高の問題を横目で見ていたときに、これは大変だなということで、やっぱり文化庁等のやり取りというのは、相当しっかりやった上で進めていかないと、結局もう何が何やら分からなくなっているような状況だったので、その点、やはり鳥取市の市民も含めて、何か意見に亀裂が入っていく、溝が深まっていくというのは、すごく残念だなと思いながら横目で見ていた記憶があります。やはりそこはしっかりと、基本原則というか、僕はしっかり相談した上で進め方というのは大事にしてほしいなというふうには思ったところです。

第2点ですけども、これは私のずっと思っていることなんですけど、やっぱり博物館は、ずっとやはり物があるというのが大前提ですので、これがあるから展示もできるし、いろんな展示・活動が全てできるわけですから、その物の保存とか管理とかというのは、絶対的な使命だというふうに思っています。だから、その点は絶対におろそかにしてほしくないというふうに思います。今回の膨大な資料を見たときも、これを本当に50年たった建物でどこまで本当に

維持管理ができるのかどうか、やはり皆さんから寄託いただいた、あるいは寄贈いただいた財産を、例えば雨漏りがするとか、そうしたもので汚してしまうということは絶対許されないことだと思っているので、そこをおろそかにするような形のものには絶対避けないといけないと思っています。これは、もう僕というより、ここに寄贈されている方はそういうふうなことを前提にやっていると思うので、そういう責任というのをやはりまず考えた上での進め方を考えていっていただきたいかなというふうに思いました。

それで、やはり今回見せていただいたときに思ったんですけども、資料の4-1の4ページですかね、進め方というところで、やはりきっちり書いていただいているので、やはり博物館機能の担い手である学芸員をはじめとした職員が共同して準備を進めるということで、さらには関係団体や有識者、さらには民間のノウハウという形にしていますので、しっかりとその順序を踏んだ合意形成というのはやっていただきたいというふうに思います。私は、そういう立場であるので非常によく分かるので、やっぱり合意形成しなかったら本当に組織的に破綻しますし、将来的に物すごい大きな禍根を残しますので、そこは十分注意していただきたいというふうに思います。

それから、3つ目が、すみません、長くて申し訳ないです。これも私のほうが鳥取に来てからずっと思っていて、やっぱり鳥取はすごいなと思ったことだったんですけども、ネットワークをやはり鳥取さんはつくられて、実はこれ、2000年の鳥取西部地震のときから僕らは史料ネットを立ち上げて動かしているときから思っていたんですけども、やっぱり県全体が共同して動くことができるような、災害とかそういう非常時の場合に。そういうものを鳥取県というのは結構しっかりと僕がつくっていると思います。これは、島根の先生と一緒に仕事をしたときも、ああ、鳥取は組織的に結構しっかりとやっているねということでやっぱり指摘されました。僕は、もっと島根のほうがしっかりしているんじゃないかと思っていたんですけど、いや、鳥取のほうがまだしっかりしているかと思っていましてと言われましたので、やっぱりそうした責任というか、県内全体に対する、ものに対する責任というのは、やっぱりこの館が持っている物すごい大きな役割であり、やはり特徴じゃないかなと思っています。これがやはり、民間とかを入れることで本当に維持できるかなという、そういう不安は正直、最初伺ったときにちょっと思ったところです。やはり、第一にやるべき館の役割というところは、絶対におろそかにしてほしくないというのが私からの全体的な意見です。以上です。

○谷口議長 ありがとうございます。

それでは、浅沼委員さん。

○浅沼委員 ほとんどの委員さんに言われたので、最後の辺ですから言うことないんですけど、すみません、改修整備基本構想が6月に、平成30年の6月に出ているので、そこでこの会議で出されたやつがここで出されているんですよ。次に、その後、県議会のほうから附帯意見が入ったということで、美術館機能を残せみたいな、一部残しなさいというのが入っていたみたいなんですけど、そうすると……。

○漆原博物館長 逆です。

○浅沼委員 逆ですか。

○漆原博物館長 はい。

○浅沼委員 先に県議会の附帯意見が出た。

○漆原博物館長 平成29年です。

- 浅沼委員 あっ、平成29年か。それは美術館の……。
- 川上学芸課長 美術館というのは途中で入って、微修正をかけました。
- 浅沼委員 報告として出た。
- 川上学芸課長 なので、さっき言ったいろんな融合展示とか、ああいうことが入ってきますけど、ずっと協議してつくっている段階の途中で附帯意見とかが入ってきて、あとは、美術の展示のための第一、第二を残してとかいう話が出てきて、そもそも考えていた路線からそこを修正した形のものが最後に決まったという流れです。
- 浅沼委員 ああ、そうですか。そうすると、今後の見直しということで、美術の展示が入ってくるということで、それも検討に入れないといけないですね。
- 川上学芸課長 だから、設置目的とかあの辺は、附帯意見が出る前のままです。
- 浅沼委員 だから、そこら辺はやっぱり検討される必要があるかなと思いますし、それと、新しい美術館が、普通、私も向こう、島根で県美とかいろいろあれしていましたが、当然のことながら県立の美術館ということになると、地元作家とか地元ゆかりの作品というのを当然収集していくというやっぱり役割があるんですけど、当然掲げるんですけど、そうすると、新しい美術館も何かそういう収集方針とか、ああいうのが変更が入るといようなことになるんですか、どうなんだろう。何か、そこら辺が私、いま一つよく分からなくて、これちょっとはっきりさせていただきたいなというのがあります。新しい美術館との整合性みたいなどころですね。新しい美術館の役割や目的は何なのかという疑問があります、はい、すみません。
- 尾崎美術振興監 美術館のほうは今、少し収集方針を県作家を少し広げるという方向に進んでいます。それで、今あった、もちろん県内作家も集めているわけですけど、その問題とちょっとここに何を残すかってちょっとまた別の問題になりますので、美術館のほうではまた県の作家ももちろんどんどん集めていきますし、それから、今まではそれが非常に強い縛りだったんですけど、少し広げて、近現代の作品というのは収集を始めているところでございます。
- 浅沼委員 ちょっと県博の役割を少し補完するような形で検討を……。
- 漆原博物館長 地元の方々から言われているのは、倉吉に美術部門が移転しますが、これは間違いないわけですけど、そこで東部の美術振興をどうしていくかということだろうかと思えます。それは博物館として機能すべき、例えば施設整備の部分がありましようし、その作品を置いたりとかというようなところもでございます。あわせて、美術館としての機能として、こちらの東部での活動というのものも、両方が相まって今まで以上に美術振興がレベルアップしていくという形に持っていくんだと思えます。そこは、今、美術館整備局ですね、今日、次期館長候補の尾崎さんが来てもらっていますけども、今後、早急に詰めていって、東部の方々の御心配に対応できるようにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。
- 谷口議長 それと、当然、役割分担とかその辺の連携は、お互いに書き込む要素になるんですか。美術部門の、例えば、附帯意見として県議会からあったのは、藩政時代の美術品なんかはこっちに置けよとかなんとか意見があったでしょう。その辺での役割分担とか、新しい新美術館との連携は、今後、具体的に書いていくということになるんですか、お互いに。
- 漆原博物館長 お互いにといいましようか、美術館のほうは、そう書くというところももう計画もありますけども。
- 谷口議長 いや、収集方針なりそういう中に書き込まれていくんですか。

○漆原博物館長 運営の中で、きちっと県民の皆さんに説明できるようなことはしていきたいと。それは連携を取りながらですね。それは収蔵品に限らず。

○谷口議長 展示も含めてね。

○漆原博物館長 例えば、教育普及はどうするんだとかですね。

○谷口議長 研究もあるでしょうね。

○漆原博物館長 ええ、いろいろあると思いますので。

○谷口議長 はい。

○浅沼委員 それと、この立地場所なんですけど、先ほど見せていただいた収蔵資料がいろんな場所に、施設のあらゆるところを、可能な場所を全て使い切って収蔵されているというようなこと。それから、駐車場が40台しかないという以前からも指摘されている問題等やっぱり見ていきますと、ここにある必要があるのかなというのは私も思います。やはり、そういったもろもろ将来、きちんと収蔵資料というか、収集した資料を管理していく、県民の財産を守っていくという役割を考えると、私はやはり、あっさりとは違う場所でちゃんとした今の時代に合った保管施設というものを造ってやるべきではないかなというふうには個人的には思います。なので、やっぱり場所の問題もちょっと検討に含めて一緒に、ここでの現地の改修も含めて、一緒にちょっと検討していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど碓委員さんとか、岸本委員も言われましたけど、文化庁にはもう早く御相談されたほうが良いと思います。私も所属していた博物館、今回、私、在職中最後に改修をやったり、また実は、再来年からまた改修を始めるんですけど、もう既に文化庁にはずっと最初から、計画を始める段階から相談をかけていますので、早めにやっとかれないと本当に史跡地内なので、文化庁は何を言い出すか分かりませんので、ぜひぜひ。まだこれから考えますよという段階でも良いと思いますので、そこからやると文化庁も素直にいろいろ聞いてくれたりとかいろいろあるので、早くとっかかっていたらというふうに思います。以上です。

○谷口議長 ありがとうございます。

じゃあ、最後になりましたが、李委員さん、お願いします。

○李委員 最後なので、短くしたいと思うんですけど、改修整備の基本構想の中で、4ページなんですけど、ここで、進め方の中で、一時保管の課題もあるということは書いてあるんですけど、最近では、災害があつたら被害を受けている文化財の一時保管という問題も結構出ていると思うので、例えば、できれば、この博物館で、県内でも水害とか、そういう災害を受けている文化財の一時保管場所が必要な場合には、そのちょっと提供ができる、そういう運営のルールとか場所があればよいかと思いましたので、そういうことをちょっと含めて改修を進めていいんじゃないかということを考えていました。

もう1点は、それは、教育DXに関わるかもしれないんですけど、文化財は基本、触ることができないです。それは、私たちは残念なことなんですけど、最近では3Dスキャナーを使ったら、そっくりのそういうものを作ることができますので、そういうものを触ったり、また、色を塗ったりする体験できる場所があつたら、それなりに文化財に関する興味や、また地元に関する愛着とかいろいろなことにいい影響が出てくると思いますので、そういうような最新の技術を使って、もうちょっといろいろな体験ができるようなことを望んでいます。

○谷口議長 よろしいですか。

私も1点だけ。鳥取市と文化庁には大至急やられるべきだと思います。特に感じますのは、鳥取市は一生懸命城跡としての史跡整備をやっておられます。それとマッチングするように、ここにいなきやいけないというような要素を加えて、ぜひとも当分はここにおるんだということで、ある程度方向を決めたわけですから、その協議を初めにされないで、いろんな工夫をされても、また元からの蒸し返しになる恐れがあります。例えば、鳥取西高さんもいろんな校舎の改築整備のときには、相当注文がついていたんです。色から何から整備の方法に。それでも学校として、子供たちの教育の場だということで、その条件を文化庁にクリアして改築しとられますので、現状変更はないと思いますけども、耐震化とか補強されているのも相当苦勞されていますから、その辺の話が整って、ある程度下話ができて初めてここをこうしよう。ぜひとも、ここに残るんですから、藩政資料なんかはあるんだから、存在価値はあるんだという鳥取市へのPRもやっていただきたい、その中で一体的な整備を考えていただきたいですね。

4時10分前で終わりました。

館長さん、お聞きになりましたが、いかがでしょう。

○漆原博物館長 熱中症になりそうで。ありがとうございました。

何点か御意見をいただいて、本当にこれを参考にしながら検討を進めていきたいというふうに思っております。特に、文化庁や何かの関係、我々も非常に早く相談しないといかんという認識は一緒なんですけども、まずは、今スタートしたところにあって、設計会社とちょっと資料づくりとか方向性をなるべく早めに詰めて、ひっくり返らない段階で、早急に鳥取市であるとか文化庁のほうに対応していきたいと、次回、皆様方に案を提出する前ぐらいにでも、その辺は対応していきたいというふうには思っているところでございます。

それから、共通しては、PFIとかの問題もあったと思います、民間導入。これについても、仕組み的にどうしても知事部局のほうで、県の組織の中で検討というふうな、そこに当たっては、やはり、この博物館がどんな機能が必要でどんな事業展開をするからというような議論も大切になってくると思いますので、そういう皆さんの御意見を取りまとめながら、そっちの運営のほうもしていきたいというふうに思っています。またこの検討に当たっても、これまで館内の学芸員を含めた改修PTチームみたいなので情報共有しながら進めさせていただいておりますので、これから、本日スタートというようなことでもございますので、今後どういう関わりがいいのかというようなことも、また改めて検討させていただきながら進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

それからほかにも、いろんな参考になる御意見をいただきました。これをちょっと私どものほうで整理させていただいて、基本構想の中身との整合性であるとか、そういうところも含めて、また次回の協議会のほうに御意見を伺うような形で御提案させていただけたらというふうに考えておるところでございます。

○谷口議長 私からも何遍も言いますが、改修基本方針を設計委託に出して2か年間でやられるんですよね、債務負担で。ですね。

○漆原博物館長 いや、設計ではないです。その前の段階。

○谷口議長 方針の策定ですか。

○漆原博物館長 どちらかといいますと、現況施設の調査みたいなところですね。

○谷口議長 ここを直したいというようなことまで委託されて、それを採用するかどうか

はまた別なんですか。

- 漆原博物館長 また基本設計なり実施設計なりというのは、また次のフレームになりますので。
- 谷口議長 ただ、調査設計が、文化庁の見解によって元に戻ることがないように、文化庁との協議は真っ先にされるべきだと思いますね、何遍も言いますが。藤原さんは知つとられるんじゃないかな。鳥取西高の整備で大変苦勞したということ。
- 藤原副館長兼総務課長 私は、実の経験はしていないんですけども、文化庁の相談でちょっとポイントになる一つが、土を掘るとか掘らないとかというのがありまして、例えば、ここの建物を耐震補強しないといけないんですけども、土を掘らずに補強する工法も今あるらしくて。
- 谷口議長 いや、それだけじゃないと思う。  
施設全体をどうしていくんだという基本構想の中に、ここにおることが、もともと出なさいと言っているんだから、それはどうなっているんですかということから聞いてくると思うよ。その辺の対応は、鳥取市と詰めた上で文化庁と真っ先に協議してくださいということを僕からお願いしたいです。
- 藤原副館長兼総務課長 はい、分かりました。
- 谷口議長 要らんことをたくさん言いましたが、協議だけで4時になります。  
報告事項はどういたしましょう。  
皆さん、委員さん読んでいただいて、次はいつあるんですか。
- 藤原副館長兼総務課長 次は秋、11月ぐらいにさせていただきたいなというふうに考えています。
- 谷口議長 じゃあ、それで、委員さん持ち帰って熟読いただけますでしょうか。
- 藤原副館長兼総務課長 よろしくお願ひします。
- 谷口議長 これで終わりますが、何か委員さんのほうでありますか。  
では、閉会してよろしいですか。  
じゃあ、本日の会議は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。